

外商投資企業クレームの手続き・必要書類

中国商務部より公布された『外商投資企業クレーム工作弁法』は2020年10月1日より正式に実施された。商務部投資促進事務局に全国外商投資企業クレームセンターが設置されたほか、各省市・自治区レベルの[担当窓口](#)が公開された（弁法には県レベル以上の政府にはクレーム対応窓口を設置すると規定されている）。

外国投資企業、外国投資者は、行政機関（法律、法規によって授権される公共事務を管理する機能を有する組織）およびその従業員の行政行為が合法的権益を侵害した場合、クレーム業務機構に調整・解決を要望する。

必要書類の作成要領：

クレーム事項を提出する場合、書面による資料を提出しなければならない。資料は現場で提出でき、手紙、ファックス、メール、オンライン申請等の方式でも提出できる。関連資料は次の内容が含まれる。

- (1) クレーム側の姓名または名称、連絡先、郵便番号、関連連絡者と連絡方式、主体資格証明資料、クレームの提出期日
- (2) クレームされる側の姓名または名称、連絡先、郵便番号、関連連絡者と連絡方式
- (3) 明確なクレーム事項および要求（クレーム申請提言は「外商投資企業クレーム書のフォーマット」に記入）
- (4) 関連事実、証拠と理由、関連法的根拠がある場合、合わせて提出する
- (5) 『クレーム弁法』の第十四条第（七）（八）（九）に挙げられている状況があるか

経営環境の関連事項をクレームする場合、(1)に規定される情報、投資環境面で存在する問題および関連政策の提言等の資料を提出する必要がある。

書類は中国語で記入する必要がある。関連根拠と資料の原本を外国語で記入する場合、その正確な中国語訳を提出しなければならない。

他人に委託する場合、前述内容のほかに、クレームする者の身分証明書、授権委託書および受託者の身分証明書を提出しなければならない。授権委託書には、委託事項、権限と期限を記載しなければならない。

クレームプロセス

